

宇部市多胎児育児支援事業実施要綱

(目的)

第1条 宇部市多胎児育児支援事業（以下「事業」とする。）は、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（平成17年8月23日雇児発第0823001号）の「産前・産後サポート事業」の規定に基づき、多胎妊婦や多胎児を育てている親及びその家族の心身の負担軽減を図るため、交流会や相談支援等を実施し、家庭や地域での孤立感を解消し、妊婦応援都市として、子育てを応援するまちづくりを推進することを目的とする。

(実施者)

第2条 事業の実施者は、宇部市とする。

(委託)

第3条 市は、この要綱に基づく事業の運営を社会福祉法人、NPO法人又は本事業を継続して実施することができるその他の団体等に委託することができる。

(職員の配置)

第4条 第3条の規定により事業の運営を委託された者（以下「受託者」という。）は、保育士、幼稚園教諭又は保健福祉医療職の資格を有する者を1名以上配置し、担当者に充てるものとする。

(事業対象者)

第5条 事業の対象者は、原則として市内に住所を有する者で、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 多胎児を妊娠している女子
- (2) 未就学の多胎児を育てる親及びその家族

(事業内容)

第6条 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。また、実施回数については、別表のとおりとする。

なお、ここに表記するピアサポートとは、多胎児育児経験者による支援のことをいう。

(1) 多胎児ピアサポート事業

(ア) 多胎妊婦、多胎児を育児している親子及び家族等の交流会の実施

(イ) 多胎児育児経験者等による相談支援業務

(ウ) 多胎児育児支援経験者等の活動支援

(エ) 多胎児育児支援事業の啓発

(2) 多胎妊婦育児に関する関係者との連携

(受託業務の実績報告)

第7条 受託者は、本事業に関する業務の実施状況を、毎月定期的に市長に報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、受託者は、本事業に関し市長が指示する事項を随時市長に報告するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、受託者は、当該受託業務に係る契約期間が終了したときは、速やかに、その実施した事業の業務に関し事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(守秘義務)

第8条 この要綱に基づく事業に従事する者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。事業の受託を終了し、又は事業に従事しなくなった後についても、また同様とする。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表)

事業内容	開催回数など	備考
多胎妊婦、多胎児を育児している親子及び家族等の交流会の実施	3か月に1回程度	オンライン開催も可
多胎児育児支援経験者等による相談支援業務	随時	オンライン、電話等でも可
多胎児育児支援経験者等の活動支援	1人につき、年1回以上	オンライン開催も可
多胎児ピアサポート事業の啓発	随時	
関係者会議の開催	年1回以上	オンライン開催も可